

令和7年度 豊野西小学校 いじめ対応マニュアル

いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」としています。（いじめ防止対策推進法 文部科学省）
つまり、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められています。

1 いじめ問題についての基本認識

■ いじめは人間として絶対に許されない

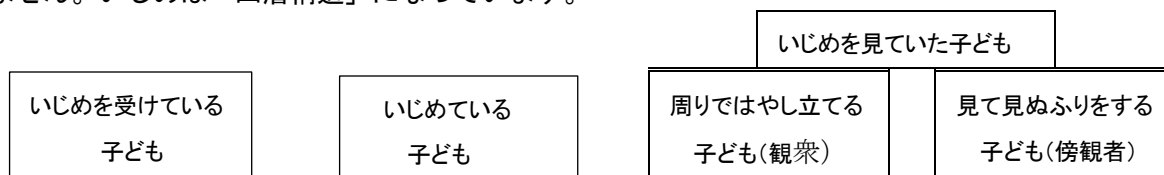
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」。
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

■ いじめの特徴

ーいじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも
起こりうるものですー

○いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっています。



観衆や傍観者の立場にいる子ども（いじめを見ていた子ども）も、結果としていじめを助長していることになります。

また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合があります。傍観者の立場の子どもが、仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

○いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

■ いじめの重大事態とは（令和6年8月）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(概ね30日程度)

■ 重大事態と認められるとき

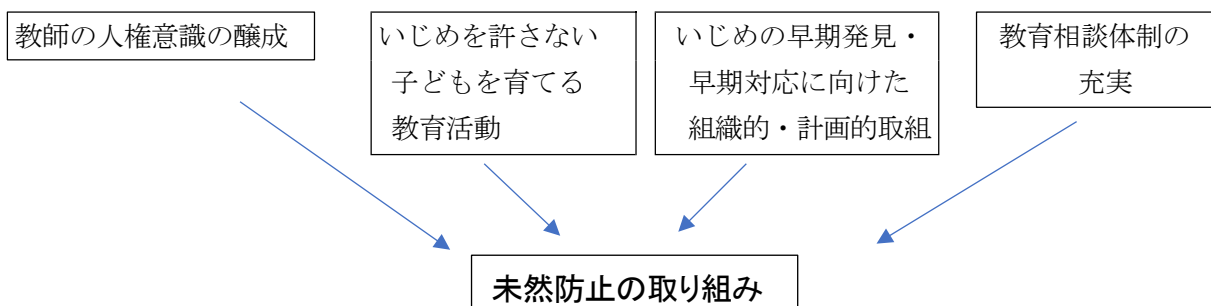
- 疑いの段階から設置者と共有し、できる限り事実の全容を明らかにするべく、調査を行う。設置者の指導を受けながら公平公正に調査をする。(長野市長まで報告をする。)
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。調査の結果は
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。(設置者と共有する。)
- 再発防止策を確実に実践していく。

2 いじめの未然防止のために

■ いじめの起きにくい学校・学級づくり

- 「学ぶことの楽しさやよさを感じる学習、実感をともなった学習」に向けた日々の授業の充実
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善と学習内容の確実な定着をめざします。
- 児童が主体的に取り組む活動の位置づけ
 - 相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動や、友だちや集団でのかかわりの中で、自分の存在価値を感じ、自己有用感が育まれるような活動に取り組めるような工夫していきます。

■ いじめを許さない学校・学級づくり



未然防止の取組の重要性ーいじめを許さない子どもを育てるー

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味では、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。
- ・「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」という考え方への転換が求められ、そこには、すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に言い、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、いじめを受けている子を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめている子にさせないという意味での未然防止策が求められています。

■ いじめの未然防止に向けての手だて

○ 相談体制の充実

- ・ 日常の子ども同士のトラブルをその都度解決していくことが大切です。トラブルが発生したときには、どんな些細なものであっても必ず双方の話をよく聞き、その場での解決が難しい場合にはチームで相談し対応策を考え解決へとつなげます。小さなトラブルでも、重なると大きくなっていきます。
- ・ 子どもたちが話したいことがあるときには、担任をはじめだれでも話を聞くことができることを知らせ、話を聞ける体制をつくっておきます。また、情報共有をすることも大切です。

○ 学級経営の充実

- ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
- ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。

■ いじめの未然防止に向けての手だて

○ 相談体制の充実

- ・ 日常の子ども同士のトラブルをその都度解決していくことが大切です。トラブルが発生したときには、どんな些細なものであっても必ず双方の話をよく聞き、その場での解決が難しい場合にはチームで相談し対応策を考え解決へとつなげます。小さなトラブルでも、重なると大きくなっていきます。
- ・ 子どもたちが話したいことがあるときには、担任をはじめだれでも話を聞くことができることを知らせ、話を聞ける体制をつくっておきます。また、情報共有をすることも大切です。

○ 学級経営の充実

- ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
- ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
- ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てます。←いじめの大半は言葉によるものです。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。
- ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要です。
- ・ 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。
- ・ 担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進めることが重要です。

▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もあります。

○ 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめます。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障します。

○ 道徳

- ・ いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。

○ 学級活動

- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
- ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図ります。

- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習します。
 - ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学べるようにします。
- 学校行事
- ・子どもたちが行事を体験することを通して、取り組んだことによる達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事をめざします。
- 児童会が主体となった取組
- ・児童会主体で、お互いを認め合うことができる活動を取り入れたり、いじめ防止を訴え解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組んだりできるよう支援します。

3 いじめの早期発見について

■ いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流をとおした発見
- ・生活ノートや相談週間における一人一人との対話の時間、休み時間や昼休み、放課後の他愛もない話場面で、目を配ることにより気になる様子の発見へとつながります。
- 複数の教員の目による発見
- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
 - ・例えば教室から職員室への経路を時々変えたり、休み時間、昼休み、放課後の校内を回って子どもたちの様子を見たりすることも気になる場面の発見につながります。
- アンケートの実施・活用
- ・「いじめアンケート」「しなのきアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組みます。
 - ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効です。
 - ・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効です。
- S C とのカウンセリング等をとおした把握
- ・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておくことが必要です。スクールカウンセラー等の相談方法や学校外の相談窓口など、複数の相談先があることを伝えておきます。
 - ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得ます。

■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

- 学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあります。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要です。

■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる大事な行為であることを日頃から指導します。
- 関係機関（市や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。
- ・相談カードを配付したり、関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知したりします。
- 匿名による訴えへの対応
- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知します。

■ 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に伝え、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けます。

4 いじめの発見から解決まで

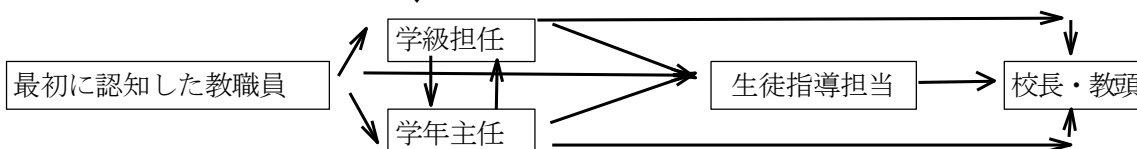
■ 発見から指導、組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ

- ・ いじめが疑われる言動を発見・情報
- ・ 生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・ 子どもや保護者からの訴え
- ・ 「悩みアンケート」から発見
- ・ 同僚からの情報提供

→ 独断で判断して、
解決を焦らない
↓
必ず報告

- ▲ 報告を受けた担任が陥り易い傾向
- ・ 自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
 - ・ 指導力が否定されたと感じる
 - ・ 解決を焦る



2 校内いじめ防止対策組織の編成

- ↓ 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー等*
- ↓ 事案に応じて、柔軟に編成するが、初動メンバーは、校長、教頭、担任、当該学年主任、生徒指導主任とする。

3 情報の収集・状況の把握

(1) 情報の整理

- ・ 児童、保護者等から情報収集…いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子ども
- ・ 複数の情報から事実関係を確認

4 支援体制・指導方針の決定

(1) 事実関係を確認し情報共有

(2) 支援方法の検討、指導方針の確認

- ・ 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担

- ・ いじめられている子からの聴き取りと支援担当
- ・ いじめた子からの聴き取りと指導担当
- ・ 周囲の児童と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(4) 全教職員への情報提供

5 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

<聞き取りの際の留意事項>

- いじめられた子どもや、周囲の子どもからの聴き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴き取りを終えた後は、当該児童を自宅まで送る等し、教師が保護者に直接説明する。

＜聞き取りの段階で してはならないこと＞

- ▲いじめられている子どもといじめた子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

6 いじめられた子ども、いじめた子ども、周囲の児童への支援・指導

(1) いじめられた子どもへの対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめた側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- いじめた側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝える。また、いつでもだれにでも相談できることを伝え安心感につなげる。
- ▲「あなたにも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等における活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) いじめた子どもへの対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- いじめられた子どもの辛さに気付かせ、自分がいじめた側であることの自覚をもたせる。

- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満をはじめ、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

(3) いじめを見ていた子どもへの対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- いじめられた子は、いじめを見ていた子の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。（いじめを止めること 知らせること）
- 自分のこととして捉えさせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■ 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

* 保護者の不信をかう対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめた子どもの保護者との連携

- ・聴き取りをした後、家庭訪問を行う等して、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは主で行ったのではないなどと学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し理解を求める。

* 保護者の不信をかう対応

▲保護者を非難する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

7 継続指導

- ・定期的な支援会議の実施
- ・ＳＣによるカウンセリング
- ・職員による見守り・フォローする体制の整備
- ・面談等の心のケア等を行っていく。

8 関係機関と連携し、積極的に専門的な見地からサポートをうける

- ・事前に連携する機関と協力体制を構築しておく。
- ・指導・支援の途中でも関係機関に相談し、専門的な見地から積極的にサポートをうけることで重篤化を防ぐことにつながる。
(市教委、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、ＰＴＡなど)